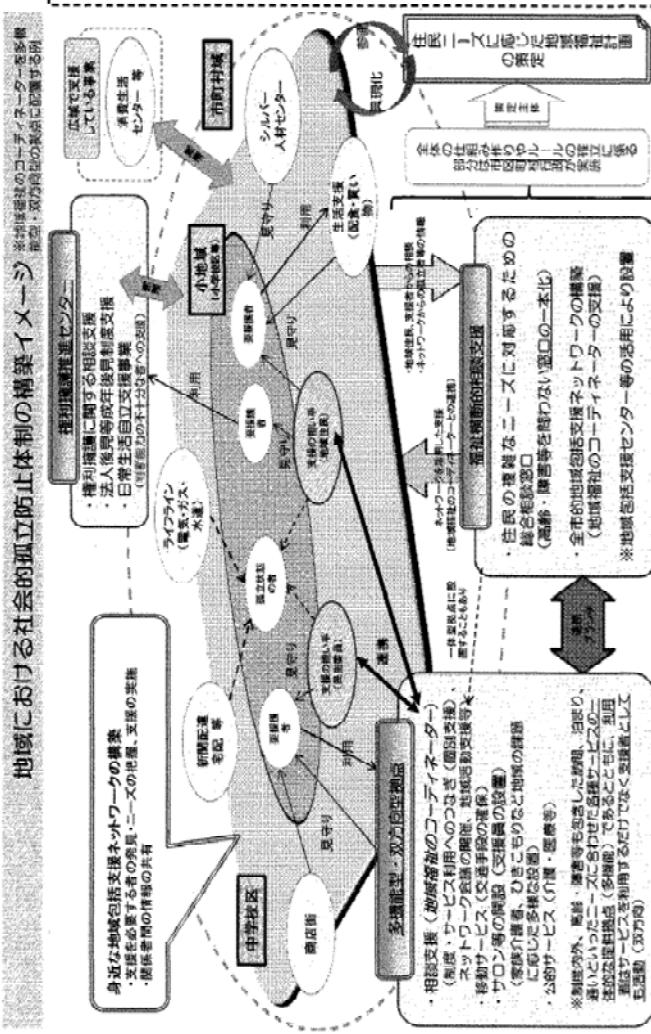


安心生活基盤構築事業

- 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、「安心」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業費（250億円）の内数）



- (1) 安心生活創造事業
- 実施主体：市区町村
 - 补助率：定額（@1,000万円／人口増加額）、選択事業を実施する場合は+@1,000万円)
 - 事業内容
- ① 基本事業
- ・抜け漏れのない実態把握
 - ・社会的孤立者等の所在及びニーズ把握
 - ・抜け漏れのない支援の実施
 - ・買い物物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
 - ・地域福祉会の譲り受け（コーディネーター）の配置
 - ・自主財源の確保
 - ・寄付や物販等を通じた財源の確保
 - ・住民参加を促進するための普及啓発
 - ・参考を促進するための研修等として実施
 - ② 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
 - ・高齢・障害等を問わない福祉機関との相談支援体制の構築
 - ・多機能型・双向指向型の包括的サービス拠点の設置
 - ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等
 - 平成25年度は100市町村对（170校区）程度を对象
- (2) 日常生活自立支援事業
- 日常生活自立支援事業
 - 判断能力の不十分な者のための契約等の支援
 - 実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
 - 补助率：1／2

安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載
〔今後重要と考えられる取組み〕
①社会的孤立を防ぐための連携・協働
②総合的な相談体制の確立
③地域福祉計画の策定
④契約支援・権利擁護の必要性
⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み